

写

22町監第56号の2  
2023年1月31日

町田市議会議長 戸塚 正人 様  
町田市長職務代理者  
町田市副市長 榎本 悦次 様

町田市監査委員 小 泉 めぐみ  
同 古 川 健太郎  
同 佐 藤 和彦  
同 白 川 哲也

#### 2022年第3回定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。



## 2022年第3回定期監査結果報告書

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査  
 なお、本監査は町田市監査基準に準拠して実施した。

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

財務部（財政課、市有財産活用課、営繕課、契約課、市民税課、資産税課、納税課）

#### (2) 対象事務

2022年度（必要に応じて2021年度以前を含む。）に執行された収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理事務

### 3 監査の目的

財務に関する事務について、関係法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、効果的・効率的かつ経済的に行われているかを検証することを目的として実施した。

### 4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

#### ○収入事務

| 重要リスク                        | 監査の着眼点                                      |
|------------------------------|---|
| (1) 債権の金額及び発生時期の確定が不明確になるリスク | ア 調定は、その根拠となる法令、契約等に適合しているか                 |
|                              | イ 調定期限及び手続は適正か                              |
|                              | ウ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その期限は適正か     |
|                              | エ 納入通知は適正に行われているか                           |
| (2) 不適正な債権管理が行われるリスク         | ア 収入の消し込みは適正に行われているか                        |
|                              | イ 滞納状況と、その理由を明確に記録しているか                     |
|                              | ウ 督促、催告及び時効の更新手続は適時適正に行われているか               |
|                              | エ 不納欠損処理は適時適正に行われているか                       |
|                              | オ 指定納付受託者による納付手続及び収入事務受託者による収納手続は適正に行われているか |

|                                |                                      |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| (3) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク | ア 収入金等の現金は適正に保管、管理されているか             |
|                                | イ 現金に係る帳簿は適正に作成され、管理されているか           |
|                                | ウ 金銭出納員や現金取扱員等責任ある職員による適正な管理が行われているか |

○支出事務

| 重要リスク                          | 監査の着眼点               |
|--------------------------------|----------------------|
| (1) 不正・不要な支出が行われるリスク           | ア 支出命令に係る事務は適正か      |
|                                | イ 支払方法及び時期は適正か       |
|                                | ウ 予算目的に反する支出はないか     |
| (2) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク | ア 前渡金は適正に保管、管理されているか |

○契約事務

| 重要リスク                         | 監査の着眼点                              |
|-------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 不適正な契約を行うことにより市に損害を与えるリスク | ア 明らかに市が不利となる契約となっていないか             |
|                               | イ 予定価格は合理的な基準に基づき適正に設定されているか        |
|                               | ウ 契約手続は適正か                          |
| (2) 契約における透明性、競争性が確保されないリスク   | ア 業者選定は適正に行われているか                   |
|                               | イ 随意契約による場合、その理由は適正かつ合理的か、また、手続は適正か |
| (3) 契約が適正に履行されないリスク           | ア 契約書・仕様書に基づき履行されているか               |
|                               | イ 履行の確認は適時適正に行われているか                |

○財産管理事務

| 重要リスク                     | 監査の着眼点                         |
|---------------------------|--------------------------------|
| (1) 財務諸表の資産の正確性が確保できないリスク | ア 重要物品は適正に管理され、備品台帳と一致し実在しているか |
|                           | イ 重要物品の現況確認体制は確立しているか          |

## 5 監査の実施内容

関係書類の閲覧及び関係職員に対する質問、また、現金等の取扱いや重要物品について実査を行った。なお、監査の対象については、リスクの程度に応じ次表のとおり抽出し、内部統制の運用状況の検証も併せて実施した。

### ○財務部

#### 財政課

|      |                                |            |
|------|--------------------------------|------------|
| 収入事務 | 歳入科目                           | 収入済額(円)    |
|      | 指定寄附金                          | 11,728,459 |
|      | 一般寄附金                          | 3,283,774  |
| 支出事務 | 契約件名又は歳出科目                     |            |
|      | 町田市ふるさと納税(まちだ未来づくり寄附)返礼品発注業務委託 |            |
| 契約事務 | 契約件名                           |            |
|      | 町田市ふるさと納税(まちだ未来づくり寄附)返礼品発注業務委託 |            |

#### 市有財産活用課

|            |  |            |           |           |
|------------|--|------------|-----------|-----------|
| 収入事務       | 歳入科目   | 収入済額(円)    |           |           |
|            | 土地建物貸付収入／普通財産貸付料                                     | 84,963,224 |           |           |
| 支出事務       | 契約件名又は歳出科目   |            |           |           |
|            | 町田市公用自動車(8人乗りワゴン・軽乗用・軽貨物・軽トラック・軽ダンプ)92台リース契約(長期継続契約) |            |           |           |
| 契約事務       | 契約件名   |            |           |           |
|            | 町田市公用自動車(8人乗りワゴン・軽乗用・軽貨物・軽トラック・軽ダンプ)92台リース契約(長期継続契約) |            |           |           |
| 財産管理<br>事務 | 重要物品   | 取得年度       | 取得価額(円)   | 帳簿価額(円)   |
|            | 車両   | 2015       | 3,481,715 | 1         |
|            | 車両   | 2019       | 7,171,200 | 4,776,020 |
|            | 車両   | 2019       | 7,171,200 | 4,776,020 |
|            | 車両   | 2020       | 3,737,305 | 3,113,176 |
|            | 車両   | 2020       | 2,885,689 | 2,403,779 |

営繕課

|            |                        |      |           |           |
|------------|------------------------|------|-----------|-----------|
| 支出事務       | 契約件名又は歳出科目             |      |           |           |
|            | 成瀬コミュニティセンター舞台機構設備改修工事 |      |           |           |
| 契約事務       | 契約件名                   |      |           |           |
|            | 成瀬コミュニティセンター舞台機構設備改修工事 |      |           |           |
| 財産管理<br>事務 | 重要物品                   | 取得年度 | 取得価額(円)   | 帳簿価額(円)   |
|            | 音響映像用機器                | 2020 | 1,977,800 | 1,582,240 |

契約課

|      |                          |  |  |  |
|------|--------------------------|--|--|--|
| 支出事務 | 契約件名又は歳出科目               |  |  |  |
|      | 公共建築設計者情報システム(PUBDIS)の利用 |  |  |  |
| 契約事務 | 契約件名                     |  |  |  |
|      | 公共建築設計者情報システム(PUBDIS)の利用 |  |  |  |

市民税課

|      |                    |               |
|------|--------------------|---------------|
| 収入事務 | 歳入科目               | 収入済額(円)       |
|      | 市民税/個人/現年課税分/特別徴収分 | 8,870,429,610 |
|      | 事業所税/現年課税分(※)      | 678,800,900   |
|      | 事業所税/滞納繰越分(※)      | 12,318,200    |

※ 市民税課が事業所税に係る調定通知の事務を行っているため、市民税課の監査対象として表記した。

|      |   |  |  |  |
|------|---|--|--|--|
| 支出事務 | 契約件名又は歳出科目                                  |  |  |  |
|      | 市民税課給与支払報告書前処理業務並びにOCR業務等労働者派遣契約(その2)(単価契約) |  |  |  |
| 契約事務 | 契約件名  |  |  |  |
|      | 市民税課給与支払報告書前処理業務並びにOCR業務等労働者派遣契約(その2)(単価契約) |  |  |  |

資産税課

|            |                               |             |           |         |
|------------|-------------------------------|-------------|-----------|---------|
| 収入事務       | 歳入科目                          | 収入済額(円)     |           |         |
|            | 事業所税/現年課税分                    | 678,800,900 |           |         |
|            | 事業所税/滞納繰越分                    | 12,318,200  |           |         |
| 支出事務       | 契約件名又は歳出科目                    |             |           |         |
|            | 固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書作成業務委託 |             |           |         |
| 契約事務       | 契約件名                          |             |           |         |
|            | 固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書作成業務委託 |             |           |         |
| 財産管理<br>事務 | 重要物品                          | 取得年度        | 取得価額(円)   | 帳簿価額(円) |
|            | 事務用機器(マイクロリーダープリンタ)           | 2017        | 2,192,400 | 438,480 |

納税課

|      | 歳入科目               | 収入済額(円)       |
|------|--------------------|---------------|
| 収入事務 | 市民税／個人／現年課税分／特別徴収分 | 8,870,429,610 |
|      | 事業所税／現年課税分         | 678,800,900   |
|      | 事業所税／滞納繰越分         | 12,318,200    |
|      | 市税延滞金／その他市税延滞金     | 4,676,732     |
| 支出事務 | 契約件名又は歳出科目         |               |
|      | 町田市市税徴収補助業務委託      |               |
| 契約事務 | 契約件名               |               |
|      | 町田市市税徴収補助業務委託      |               |

(注) 表中の金額は、2022年8月19日時点のものである。

## 6 監査の期間及び実施場所

2022年8月19日から2022年12月27日まで町田市庁舎で監査を実施した。

## 7 監査の結果

監査を実施したところ、事務がおおむね適正に執行されていることを確認した。

なお、一部の改善、検討を要すると思料される事項について、町田市監査基準第14条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取したので、指摘及び意見を以下に述べる。

【指摘】とは、是正・改善を必要とする事項であり、【意見】とは、改善の検討を要望する事項である。

## 財務部市有財産活用課

### <収入事務>

#### 【指摘】督促については、町田市公有財産規則にのっとり、行うべきもの

町田市公有財産規則第38条では、普通財産に係る貸付料を納付期限までに納付しない者に対しては、納付期限経過後20日以内に督促状を発行し、納付すべき期限を指定して督促しなければならないと定めている。

普通財産貸付料に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、督促が納付期限経過後20日以内に行われていない事例が見受けられた。

主管部課によれば、普通財産に係る貸付料の納付については、これまでに納付期限を過ぎる事案が発生していないことから、納付状況の確認をするという認識を欠き、督促を行っていないかったとのことであった。

督促は、納付期限までに納付されないとき、期限を指定し、納付を促す行為である。これまでに納付期限を過ぎる事案が発生していないことから、納付状況の確認をするという認識を欠き、督促を行っていないかったとのことであるが、督促は、納付期限経過後

20日以内に督促状を発行し、納付すべき期限を指定して行わなければならない。  
主管部課は、町田市公有財産規則にのっとり、督促を行うべきである。

## 財務部市民税課

### <契約事務>

**【指摘】機密事項及び個人情報を取り扱う契約については、町田市個人情報保護条例等にのっとり、適正に行うべきもの**

町田市個人情報保護条例第3条では、「実施機関は、個人情報を収集し、保有し、又は利用するに当たっては、市民の個人情報に関する権利を尊重するとともに、個人情報の保護に関して必要な施策を講じなければならない。」と定めている。

市民税課給与支払報告書前処理業務並びにOCR業務等労働者派遣契約（その2）（単価契約）約款第25条第1項では、派遣労働者は、業務上知り得た市の機密事項及び個人情報を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならないと定め、同契約における仕様書では、市は、派遣労働者に対し、市の機密事項及び個人情報の管理教育を行うとともに、受託者を通じ市に対する機密保持義務履行の誓約書の提出を求めるものとして定めている。

市民税課給与支払報告書前処理業務並びにOCR業務等労働者派遣契約（その2）（単価契約）に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、機密保持義務履行の誓約書が提出されていなかった。

主管部課によれば、受託者からの提出書類の確認については、チェックシートに基づき行うこととしていたが、担当者、係長及び管理職の確認が不十分だったとのことであった。

機密事項及び個人情報を取り扱う契約については、個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適正に確認を行う必要がある。

主管部課は、町田市個人情報保護条例等にのっとり、機密事項及び個人情報を取り扱う契約を適正に行うべきである。

## 財務部資産税課

### <支出事務>

**【指摘】対価の支払については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律等にのっとり、適正に行うべきもの**

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条では、対価の支払の時期は、相手方から適法な支払請求を受けた日から30日以内の日としなければならないと定め、業務委託単価契約約款第17条では、請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、金額を支払わなければならないと定めている。

固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書作成業務委託に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、請求を受けた日から30日以内に対価の支払が行われていなかった。

主管部課によれば、相手方から請求を受けた日から30日以内を1か月以内に支払うものと誤認し、係長及び管理職の確認も不十分だったとのことであった。

給付の完了の確認又は検査を終了した後の対価の支払については、相手方から適法な請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。

主管部課は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律等にのっとり、対価の支払を適正に行うべきである。

## <契約事務>

**【指摘】個人情報を取り扱う契約に係る再委託については、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書にのっとり、適正に行うべきもの**

情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書では、受託者はあらかじめ市に書面により申請し、承認された場合を除き、受託業務の処理を第三者に委託してはならないと定めている。

固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書作成業務委託に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、市は受託者から提出された受託業務の一部を再委託することに関する承認申請書に対する承認手続を行わず、受託者が再委託を行っていた事例が見受けられた。

主管部課によれば、受託業務の一部を再委託することに関する承認手続を行う認識が欠けていたことから、承認手続を行わず、係長及び管理職による確認も不十分だったとのことであった。

個人情報を取り扱う契約に係る再委託については、受託者から受託業務の一部を再委託することに対し、十分な情報セキュリティ対策がなされているかを確認し、承認を行う必要がある。

主管部課は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書にのっとり、個人情報を取り扱う契約に係る再委託を適正に行うべきである。

## 財務部納税課

### <収入事務>

**【意見】督促状の発送については、地方税法の趣旨を踏まえて、明確なルールを設定するよう努められたい**

地方税法第329条第1項では、「納税者(中略)又は特別徴収義務者が納期限(中略)までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。(後略)」と定め、同条第3項では、「特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で第1項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。」と定めている。

関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、地方税法第329条第3項に基づく異なる期間を町田市市税条例に定めず、納期限から20日を経過し、督促状を発送している事例が見受けられた。

主管部課によれば、地方税法第329条第3項については、地震・水害などの災害時や、島しょ部で納期限後20日以内の発送が難しい等の地域特性がある場合の特別な事情と認識している。

また、市税の納付確認に20日程度を要している。納付済の納税者に督促状を発送してしまうこと及び二重納付を避けるため、納期限後25日から35日程度で督促状を発送している。国税通則法基本通達では、納期限から20日を経過した日以後に発した督促状があっても、その効力には影響がないとされていることから、町田市市税条例で地方税法における異なる期間を定めていないとのことであった。

地方税法第329条第3項については、災害時や地域特性がある場合の特別な事情と認識し、また、市税の納付確認に日数を要し、納付済の納税者に督促状を発送してしまうこと及び二重納付を避けるため、納期限後25日から35日程度で督促状を発送しているとのことであるが、同条第1項における納期限後20日以内の督促状の発送及び同条第3項における特別な事情について、国に法の趣旨や解釈を照会し、督促状の発送ルールを検討する必要があると考える。

主管部課は、地方税法の趣旨を踏まえ、納付確認等の現状に沿って督促状発送のルールを設定するよう努められたい。